

## 災害時在宅人工呼吸器電源確保事業 よくある御質問

### 【補助対象者】

**Q 1** どのような方が対象者になりますか。

A 1 次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 福井県に住所を有する方
- (2) 疾病や事故により24時間継続して人工呼吸器を使用する必要がある患者
- (3) 在宅で療養が可能な程度に安定していると医師によって判断され、在宅療養を行っている患者
- (4) 過去に本事業による助成を受けていない患者

**Q 2** 人工呼吸器は使用していないが、在宅で酸素療法をおこなっています。本事業の対象にはならないのでしょうか。

A 2 在宅で24時間人工呼吸器を使用されていない場合は対象外となります。

**Q 3** 指定難病、小児慢性特定疾病の医療費助成は受けていませんが、対象となりますか。

A 3 上記A 1 (1)～(4) 全てに該当する方であれば、疾病を問わず対象となります。ただし、「(2) 24時間継続して人工呼吸器を使用する必要がある患者」かどうかについては、「申請調書」において主治医の証明が必要です。

なお、特定医療費(指定難病)または小児慢性特定疾病医療受給者証に「人工呼吸器等装着」が「該当」と記載されている場合は、当該受給者証の写しの提出により、「申請調書」において「24時間継続して人工呼吸器を使用する必要がある患者」かどうかの証明(医療機関記載箇所)は省略できます。

### 【補助対象の装置】

**Q 4** 簡易自家発電装置は室内で使用できますか。

A 4 現在販売されている簡易自家発電装置は、室内使用は厳禁とされています。火災や一酸化炭素中毒の恐れがありますので、室内では絶対に使用しないでください。

また、自家発電装置は雨に濡れると故障の原因となります。雨がかかる場所で使用する場合は、防滴のための発電機収納ボックスが必要となります。なお、発電機収納ボックスは補助対象ではありません。

**Q 5** カセットボンベ式の簡易自家発電装置は外気温が低いときも使用できますか。

A 5 カセットボンベ式の場合、特性上、外気温 5℃未満ではエンジンが始動しないこと

があります。詳しくは、カタログ等で御確認ください。

**Q 6 簡易自家発電装置に人工呼吸器のコンセントを直接さして、電源確保することはできますか。**

A 6 簡易自家発電装置は人工呼吸器の電源として用いるのではなく、人工呼吸器の外部バッテリーの充電用として使用してください。ただし、人工呼吸器の製造販売者により人工呼吸器の駆動のための電源として使用が認められているものは、この限りではありません。

**Q 7 蓄電池とソーラーパネルのセットは補助対象となりますか。**

A 7 補助対象となります。

**Q 8 どの装置を選んでよいのかわからないのでお勧めを教えてください。**

A 8 在宅で医療機器を使用するために必要な消費電力、人工呼吸器の内部バッテリーおよび外部バッテリーの駆動時間、簡易自家発電装置の場合は屋外で使うことができるか等を考慮して装置を選択してください。下記の文献も参考にしてください。

なお、医療機器等の故障、事故等が生じて福井県は一切の責任を負いません。購入に当たっては、主治医、人工呼吸器取扱事業者とも十分に御相談ください。

(参考となる文献)

1 平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金 難治性疾患等克服研究事業

難治性疾患等政策研究事業)「難病患者の地域支援体制に関する研究」班

『災害時難病患者個別支援計画を策定するための指針』(改訂版) P. 32～P. 35

[https://www.nanbyou.or.jp/wp-content/uploads/upload\\_files/saigai\\_kaitei.pdf](https://www.nanbyou.or.jp/wp-content/uploads/upload_files/saigai_kaitei.pdf)

2 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 医療連携・患者支援センター在宅医療支援室

『医療機器が必要な子どものための災害対策マニュアル～電源確保を中心に～』

[https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/cooperation/shinsai\\_manual.pdf](https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/cooperation/shinsai_manual.pdf)

**Q 9 交付決定を受ける前に購入した装置等は補助対象になりますか。**

A 9 交付決定前に購入した装置等は補助対象となりません。必ず、交付決定を受けてから購入してください。

**Q 10 交付決定を受けた装置を変更できますか。**

A 10 交付決定を受けた装置は、原則変更できません。ただし、やむを得ない事情がある

場合は御相談ください。

**Q11 装置等の見積書、領収書の様式は決まっていますか。**

A11 見積書、領収書の様式は任意です。ただし、見積書には購入予定者名、装置等の名称、装置ごとの金額、合計金額が記載されているもの、領収書には、購入日、購入者名、装置等の名称、装置ごとの金額および合計金額が記載されている必要があります。

**Q12 装置等はインターネット通販で購入したのも対象となりますか。**

A12 インターネット通販で購入したのも補助の対象となります。ただし、装置等の設置、メンテナンス、修理等も考慮のうえ業者を選定してください。また、業者の発行する見積書、領収書については前項の問に対応しているかを御確認ください。なお、見積書が発行されない場合は、商品名、金額が表示されたパソコン等の画面印刷を見積書の代わりとして添付してください。

**【補助金額等】**

**Q13 簡易自家発電装置と人工呼吸器用外部バッテリーを購入したいのですが、両方とも購入した場合、補助の対象となりますか。**

A13 人工呼吸器等の駆動に可能な電源を供給できる装置であれば、どちらも補助対象となります。

**Q14 補助金額の算定方法を教えてください。**

A14 購入金額の合計額に所得区分に応じた補助率を乗じたものが補助金額になります。ただし、購入金額の合計額が 212,000 円を超えている場合は 212,000 円に補助率を乗じたものが補助金額になります。

**Q15 所得区分はどのように決まるのですか。**

A15 指定難病、小児慢性特定疾病の医療費助成における所得階層区分と同じです。指定難病、小児慢性特定疾病の受給者証をお持ちの方は、受給者証の「階層区分」の欄が適用されます。

受給者証をお持ちでない方は、加入医療保険世帯員の課税状況から所得階層区分を決定しますので、世帯員全員分の住民票、保険情報が確認できる書類の写し、課税証明書等が必要になりますので、事前に最寄りの健康福祉センター（福井市にお住まいの方は県庁保健予防課 TEL0776-20-0350）に御連絡ください。

**Q16 受付期限（2月8日）を過ぎてから、在宅で24時間人工呼吸器を使用することになりました。補助を受けられますか。**

A16 翌年度に申請することが可能です。

**【その他】**

**Q17 申請書に添付する同意書に「災害時の支援を目的に、補助対象者の人工呼吸器の使用状況、補助を受けた装置等についてお住まいの市町の障がい福祉担当課および防災担当課に情報提供することがあります。」と記載されていますが、なぜ市町に情報提供することが必要なのですか。**

A17 人工呼吸器を装着している方は、災害時の避難の際に支援が必要な方に該当します。災害対策基本法により市町において要支援者を把握する必要があることから、人工呼吸器の使用状況、電源確保のために当事業で補助を受けた装置等をお住まいの市町の障がい福祉担当課および防災担当課に情報提供させていただくことがあります。どうぞ御了承ください。